



うちなー健康経営宣言

第 1856 号

令和 6 年 10 月 1 日 登録

令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

地域総合経済団体として地区内商工業者の健康経営を推進し、かつ支援する本会職員一人一人の心身の健康状態の底上げや生産性向上のための取組を積極的に行います。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む
5. 感染症予防に取り組む
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
7. メンタルヘルス対策に取り組む